

令和元年5月17日

令和元年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総務局

目 次

ページ

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 令和元年度税制改正に伴う神奈川県県税条例の改正について | 1 |
| 2 過疎地域における県税の課税免除措置の延長について | 4 |

1 令和元年度税制改正に伴う神奈川県県税条例の改正について

令和元年度税制改正に伴い、令和元年第2回定例会（6月）に、神奈川県県税条例の改正を提案する予定であるため、その概要を報告する。

(1) 法人事業税の税率改正

- 令和元年度税制改正により、法人事業税の一部を特別法人事業税として国税化し、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用することとされた。
- これに伴い、地方税法における法人事業税の標準税率が引き下がられたことから、県税条例に定める税率を改める。
- なお、超過課税の税率についても、これまでと同様に、法人事業税と特別法人事業税の税率を合わせた税率の5%増しとなるよう改める。

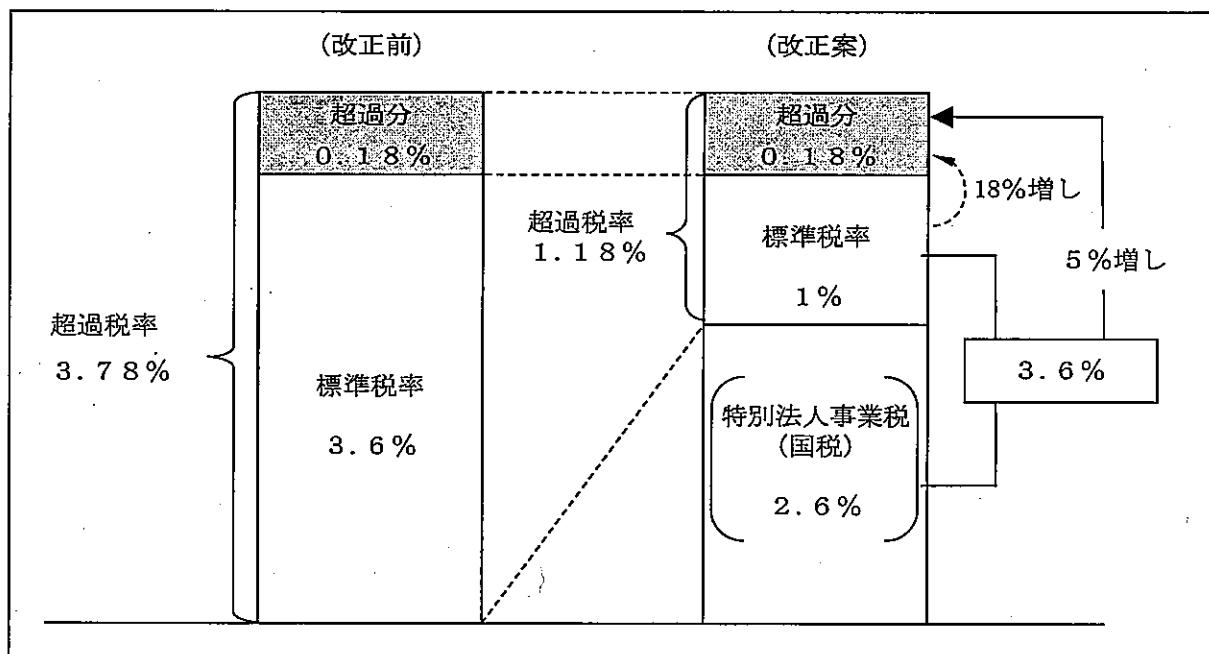
主な税率区分における改正案

(単位：%)

区分	改正前		改正案	
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率
資本金1億円超の普通法人 (年800万円超の所得)	3.6	(標準税率の 5%増し) 3.78	1 (2.6)	(標準税率の 18%増し) 1.18 (2.6)
資本金1億円以下の普通法人等 (年800万円超の所得)	9.6	(標準税率の 5%増し) 10.08	7 (2.59)	(標準税率の 6%増し) 7.42 (2.59)
収入金額課税法人	1.3	(標準税率の 5%増し) 1.365	1 (0.3)	(標準税率の 6%増し) 1.06 (0.3)

備考 () 内には特別法人事業税の税率を法人事業税の税率に換算して記載

(参考) 改正のイメージ (例: 資本金1億円超の普通法人 (年800万円超の所得))



(2) 自動車税種別割に関する改正

ア 自家用乗用車等の税率引下げ

自家用乗用車に係る種別割の標準税率を引き下げ、令和元年10月1日以後に初回新規登録をした自動車から適用することとされたため、県税条例に定める税率を改める。

自家用乗用車の主な税率区分における改正案

税率区分	改正前	改正案
総排気量1,000cc以下	29,500円	25,000円
1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	30,500円
1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	36,000円
2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	43,500円
2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	50,000円

イ グリーン化特例の延長

(ア) 平成31年4月1日～令和3年3月31日に取得された自動車

燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減（軽課）し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする（重課）特例措置（自動車税のグリーン化特例）について、現行と同様の措置を2年延長する。

(イ) 令和3年4月1日～令和5年3月31日に取得された自動車

軽課の対象を、自家用乗用車である電気自動車等に限定した上で、更に2年延長する。

自家用乗用車のグリーン化特例（軽課）の見直し

区分	改正前	改正案	
	取得年度 H29. 4. 1～ H31. 3. 31	取得年度 H31. 4. 1～ R3. 3. 31	取得年度 R3. 4. 1～ R5. 3. 31
電気自動車等	75%軽減	75%軽減	75%軽減
2020年度燃費基準+30%達成			軽減なし
2020年度燃費基準+10%達成	50%軽減	50%軽減	

備考 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車、一定の基準を満たすクリーンディーゼル車をいう。

ウ その他

アの税率の引下げの対象とならない令和元年9月30日までに初回新規登録をした自家用乗用車等について、現在の自動車税と同じ税率によって種別割を課すことができるよう、所要の規定の整備を行う。

(3) 今後のスケジュール

令和元年6月 第2回定例会に条例改正案を提案

10月 改正条例の施行

2 過疎地域における県税の課税免除措置の延長について

「過疎地域における県税の課税の特例に関する条例」について、令和元年第2回定例会（6月）に条例改正を提案する。

(1) 条例制定の経緯

県では、平成29年4月に真鶴町が県内初の過疎地域となったことを踏まえ、過疎地域自立促進特別措置法において講じられている、地方税の課税免除を行った場合の地方交付税による減収補填措置を活用して、過疎地域の自立促進を図るため、平成30年3月に「過疎地域における県税の課税の特例に関する条例」を制定した。

(2) 改正の概要

地方交付税による減収補填措置の対象、期限等を定める総務省令が、平成31年3月30日に改正された。

この改正において、事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除を行った場合に、減収補填措置の対象となる「特別償却設備」の新增設の期限が、これまでの平成31年3月31日から2年間延長された。

これに伴い、課税免除の対象となる特別償却設備の新增設の期限についても、同様に、2年延長する。

(3) 今後のスケジュール

令和元年6月 第2回定例会に条例改正案を提案

7月 改正条例の施行（4月1日まで遡って適用）